

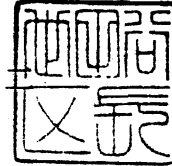


世田谷区告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年1月31日

世田谷区長 大場 啓



1. 都市計画の種類

東京都市計画道路 区画街路世田谷区画街路第10号線

2. 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

世田谷区北沢二丁目地内

3. 縦覧場所

世田谷区都市整備部都市計画課